

新版「公選法」

ここがポイント

選挙の実務担当者が
本当に知りたいQ&A

下

目 次

8. 開票・選挙会

- 1 同一選挙区内の開票区が繰延開票となった場合、その他の開票区もすべて繰延開票とするか …………… 14
- 2 参議院の選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙とで別々の開票管理者を選任できるか …………… 14
- 3 県議会議員選挙の選挙区において、開票立会人の選任はどのようにすればよいか …………… 15
- 4 選挙期日前日に開票立会人が辞職した場合、どう対処すべきか …… 16
- 5 開票立会人が開票時間内に携帯電話で外部と通話してもよいか …… 17
- 6 開票所における参観人の資格確認は …………… 18
- 7 一部の投票箱の送致を待たずに、開票を開始できるか …………… 18
- 8 死亡した候補者への投票は有効か …………… 19
- 9 開票立会人が開票録への署名を拒否した場合の対応は …………… 20
- 10 比例代表選挙において得票数の誤りが判明した場合、開票録の訂正は可能か …………… 21
- 11 横の同時選挙の選挙会と選挙録は次の場合、どうなるか …………… 21
- 12 計画を早めて選挙会を開催すべきか …………… 23
- 13 投票数等に疑義があると意見が出た場合の対応は …………… 23

9. 当選人

- 1 当選が無効となった候補者の得票数と供託金は、どう取扱うべきか … 26
- 2 当選者が兼職を禁じられている公益財団法人の理事長を辞したことを証する書面としては、何を提出すれば足りるか …………… 27
- 3 得票数同数と任期中の繰上補充 …………… 28
- 4 当選人が住所移転した場合、繰上補充を行ってもよいか …………… 29
- 5 参議院名簿届出政党等が解散した場合、繰上補充は行われるか …… 30
- 6 当選人が他の選挙に立候補した場合どのように取扱うか …………… 30
- 7 指定管理者と議員の兼業禁止規定はどうなっているか …………… 31

10. 在外選挙人名簿・在外投票

- 1 在外公館投票期間中に、在外選挙人名簿の登録申請はできるか …… 33
- 2 在外選挙人名簿への登録制度見直しの趣旨は …… 34
- 3 在外選挙人名簿登録において、電話による本籍地確認のみで登録
はできるか …… 35
- 4 在外選挙人名簿への登録議決の扱いはどうか …… 35
- 5 在外選挙人名簿登録申請の不受理の議決は必要か …… 36
- 6 在外選挙人名簿登録者の一時帰国と再出国の処理方法は …… 36
- 7 在外選挙人名簿からの抹消の日付は本籍地からの通知文書を収
受した日付となるか …… 37
- 8 在外選挙人名簿から直ちに抹消されるのはどのようなときか …… 38
- 9 在外選挙人名簿の登録に関する縦覧が廃止されたが、異議の申出
はどうなるか …… 39
- 10 在外選挙人名簿登録に関する異議申出はどのように対処すべきか …… 40
- 11 在外選挙人証記載の氏名に変更があった選挙人には、どう対処す
べきか …… 40
- 12 在外選挙人証の再交付手続は …… 41
- 13 在外選挙人の投票用外封筒の署名が日本語ではない場合、どう対
処すべきか …… 42
- 14 在外投票用外封筒に署名はあるが他事項に記載漏れがある場合、
どう対処すべきか …… 42
- 15 選挙管理委員会が在外投票用外封筒に記載しておく事項は何か …… 44
- 16 在外投票用外封筒への職権による補正は可能か …… 44
- 17 在外投票用外封筒の署名が点字でもよいとされているケースがあ
るのはなぜか …… 45
- 18 日本語ではない点字での投票は有効か …… 46
- 19 在外公館における代理投票の仮投票にどう対処すべきか …… 47
- 20 郵便等投票から帰国等投票に変更できるか …… 47
- 21 指定在外選挙投票区の指定は必要か …… 48
- 22 投票が誤って送られてきた場合はどうすべきか …… 48
- 23 ローマ字しか記載できない選挙人の対応はどうすべきか …… 49
- 24 在外公館から送付された投票で市町村名の記載を欠くものは受理
できるか …… 49

25	早い時期に在外選挙人から投票用紙等の請求があった場合、返送すべきか	50
26	投票用紙等請求書の署名が本人によるものでないときはどう対処すべきか	51
27	投票用紙等請求書に記載された住所が異なる場合はどうすべきか	52
28	郵便等投票における点字投票はできるか	52
29	投票用紙等請求書において新住所に送るように付記された場合の対処はどうすべきか	53
30	投票用紙等請求書の記載漏れや誤記の対処はどうすべきか	53
31	締め切り直前の投票用紙等の請求はどう対処すべきか	54
32	投票用紙等の交付の際に、送信用切手を同封する必要があるか	54
33	在外選挙人証の添付がない請求を受けた場合はどうすべきか	55
34	公示日以前の投票の記載が認められる場合はどうすべきか	55
35	在外投票用外封筒の投票記載年月日は日本時間によるべきか	56
36	郵便等投票から在外公館投票に変更した場合、投票用紙等は返還されるか	56

11. 特別選挙

1	次の場合、長の退職による選挙はどのように取扱えばよいか	58
2	市長選挙と同時に市議会議員の補欠選挙における選挙すべき議員の数は	60
3	補欠選挙で選出される議員の任期はいつから始まるか	61
4	任期満了直前の市長退職の取扱いはどうか	62
5	市議会議員の便乗補欠選挙における、当該市議会議員の任期満了日前6か月の期間と市長選挙の実施時期との関係はどうなるか	63
6	立候補者がいない場合、再選挙を行うか	64
7	補欠選挙は行う必要がないか	64
8	便乗補欠選挙に立候補者がいない場合はどうなるか	65
9	次の場合、再選挙と補欠選挙、どちらを行うべきか	65
10	次の場合、補欠選挙となるか。再選挙となるか	67

12. 政治活動

■ 平常時

- 1 現職市議会議員の平常時における政治活動のために使用される立札・看板について、次のような場合はどうか …………… 69
- 2 政治活動用事務所の看板掲出形態について次のような問い合わせがあったが、どのように回答するか …………… 70
- 3 公職の候補者等又は後援団体の政治活動用看板に関し、次のような問い合わせがあったがどのように回答するか…………… 71
- 4 公職の候補者等又は後援団体の政治活動用看板について、次の①から③のような証票交付申請があった場合、どのように対応すべきか… 74
- 5 政党支部の看板に候補者等の氏名を表示できるか …………… 75
- 6 政治活動用自動車の看板に氏名とスローガンを表示して走行できるか …………… 76
- 7 弁士2名が掲載されたのぼりを掲出することは可能か …………… 76
- 8 街頭政談演説の場所に掲出するポスター、立札・看板の類で次の態様のものは規制されるか …………… 77
- 9 県政報告会開催に伴う文書図画 …………… 78
- 10 次の体裁はポスターか看板か …………… 79
- 11 公職の選挙の候補予定者を弁士として紹介している演説会告知用ポスターを政治活動用ポスターとして掲示してよいか …………… 80
- 12 個人の政治活動用ポスターについて、次のような質問を受けた場合はどのように答えるか …………… 81
- 13 政党等の政治活動用ポスターはどのような点に注意すればよいか …… 82
- 14 便乗補欠選挙に係る個人ポスターの規制はどうなるか。I …………… 84
- 15 便乗補欠選挙に係る個人ポスターの規制はどうなるか。II …………… 84
- 16 滑り込みポスターの規制はどうなるか …………… 86
- 17 政党掲示板に掲示責任者として候補者の氏名を表示することは可能か …………… 87
- 18 政党演説会告知用ののぼりを選挙運動期間中も掲示してよいか …………… 88
- 19 市長による後援会結成への関与などは問題ないか …………… 89
- 20 規制期間前から掲示されている個人の政治活動用ポスターの扱いはどうなるか …………… 90
- 21 選挙告示前6か月の期間に入っても掲示したままになっている政治団体のポスターの撤去を命じることができるか…………… 91

22	氏名入りのたすきの使用は可能か	92
23	政治家個人のPR用DVDの使用は可能か	93
24	お祝い状、弔電などは出してよいか	94
25	公職の候補者等（政治家）や政党等による次のような年賀状の出し方についての可否は	95
26	公職の候補者、候補者になろうとする者又は公職にある者（以上を「政治家」）が、選挙区内にある者に対する年賀のあいさつとして禁止されるものは次のうちどれか	96
27	平常時に次の態様で演説を行ってよいか	97
28	参議院議員選挙の公示日前にホームページ上で選挙運動期間中に予定している政談演説会の周知ができるか	98
29	民間団体主催による公開討論会は開催できるか	99

■選挙時（確認団体）

30	「氏名類推事項」とはどのようなものか	100
31	確認団体制度のある選挙における政治活動の規制に関し、正しいのはどれか	101
32	同志の後援団体を確認団体に申請した場合に次の政治活動は可能か	102
33	確認団体として政治活動ができる区域の制限はどうなっているか。I	104
34	確認団体として政治活動ができる区域の制限はどうなっているか。II	105
35	確認団体として政治活動ができる区域の制限はどうなっているか。III	107
36	確認団体として政治活動ができる区域の制限はどうなっているか。IV	109
37	政談演説会を街頭で開催できるか	112
38	確認団体は選挙期間中に開催する政談演説会の開催について他団体の機関紙で告知できるか	112
39	政談演説会の届出と施設使用申請書との相違があった場合はどう対処すべきか	113
40	選挙運動期間中の「きたる」看板の掲示は問題ないか	114
41	街頭ビジョンを使用した政党の政策CMは放映することは可能か	115
42	確認団体用自動車で大形液晶ビジョンの使用は可能か	115
43	確認団体用自動車に次のような看板とポスターを掲示して走行可能か	116
44	県営住宅に確認団体のポスターは掲示できるか	117

45	確認団体用ポスターの撤去義務はあるか	118
46	政治活動用ビラを候補者が街頭演説の場で配布できるか	118
47	確認団体のビラの頒布方法について、次のうちできるものはどれか	119
48	次のような選挙運動用ビラと確認団体ビラの掲示・頒布は可能か	120
49	公営施設利用の個人演説会場で確認団体等の政治活動用文書図 画の頒布は可能か	121
50	市長選挙の確認団体ビラに他の市長選挙候補者氏名等の記載を することはできるか	122
51	確認団体ビラへの政党等名称の記載義務	123
52	確認団体はビラを頒布した者に対して、報酬を支払うことができるか	124
53	参議院議員選挙の期間中における後援会機関紙の配布は可能か	125
54	同時選挙で機関誌を配布するための要件にはどのようなものがあ るか	125
55	次のような確認団体の新聞広告は掲載してもよいか	127
56	選挙運動期間中に確認団体が政談演説会の新聞広告を掲載し、候 補者を弁士として紹介することは可能か	128
57	知事選挙期間中の市議会議員の政治活動は可能か	129
58	市長選挙の期間中における職員団体の活動はどうか	130
59	市長選挙期間中に政党は募金活動ができるか	131
60	知事選挙期間中に政治資金パーティーを開催できるか	132
61	市長選挙期間中の市民団体によるデモ行進は可能か	133
62	労働組合がラジオで投票参加の呼びかけをすることは可能か	134
63	選挙運動期間中に行うことのできる住民投票運動はどれか	135
64	選挙運動期間中の後援会の政治活動用看板についてどう扱うべ きか	136
65	確認団体が行うことのできる政治活動として、次のものはどうか	138

13. 選挙運動収支報告・公費負担

■ 選挙運動収支報告

- 1 選挙運動に関する支出金額の制限額はどうか 140
- 2 候補者の配偶者を選挙運動事務員として届け出ることができるか 141
- 3 一般市の選挙において、次の寄附を受けることはできるか 142

4	次の寄附を受けることはできるか	143
5	選挙運動費用の収支報告書にどのように記載するか	144
6	当選祝いとして贈られた清酒は寄附に当たるか	145
7	次の支出（人件費）はどう扱うべきか	145
8	次の支出（家屋費）はどう扱うべきか	146
9	次の支出（通信費）はどう扱うべきか	147
10	次の支出（交通費）はどう扱うべきか	147
11	次の支出（印刷費）はどう扱うべきか	148
12	次の支出（食糧費）はどう扱うべきか	148
13	次の支出（雑費）はどう扱うべきか	149
14	飲食店に対する支出はどう処理するか	150
15	準備行為として借りた選挙事務所の借上料はどう記載すべきか	150
16	収支報告書の閲覧に供する文書に領収書は含まれるか	151
17	報酬を支払わない事務員等について収支報告書への計上は	152
18	収支報告書における消費税分の取扱いはどうすべきか	152
19	次の場合、車上運動員の報酬はどうなるか	153
20	選挙運動用自動車とその運転者の無償貸与、労務の無償提供を受けた場合の収支報告はどうすべきか	154
21	候補者届出政党の選挙運動従事者への実費弁償の額に規制はあるか	155
22	候補者届出政党の労務者への報酬及び実費弁償の額に規制はあるか	156
23	候補者届出政党が選挙運動事務員等に支払う報酬額や使用できる員数に規制はあるか	157
24	選挙運動用自動車運転手と日額契約し、超過勤務手当込みの報酬を支払ってもよいか	158
25	立候補準備のための支出は収支報告書にどう記載すべきか	159
26	次のうち、選挙運動にかかる労務の無償提供として問題になるものはあるか	161
27	選挙管理委員会は連休中も選挙運動費用収支報告書の届出を受け付けねばならないか	162

■ 公費負担

28	運転手派遣契約の場合の公費負担の可否は	163
----	---------------------	-----

29	参議院議員選挙において、選挙運動用自動車を借りる契約をする場合、次の自動車は公費負担の対象となるか	163
30	選挙運動用自動車の契約期間はどのように記載すべきか	164
31	次の場合、選挙運動用自動車の公費負担の対象となる金額の算出方法はどうか	165
32	月極め契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合の公費負担の対象となる金額の算出方法はどうか	166
33	選挙カーパック料金は公費負担の対象となるか	167
34	町村選挙の選挙運動用ポスター作成公営条例	168
35	町議会議員選挙における初めての公費負担制度	170
36	政党の本部で印刷したポスターは公費負担となるか	171
37	選挙運動用ポスターを印刷し直したときの費用は公費負担となるか	171

14. 寄附

1	赤い羽根共同募金に応じてよいか	173
2	日本赤十字社の社費は寄附に当たるか	173
3	町会費が口数で設定されている場合、何口まで寄附に当たらないか	174
4	節分の豆まき参加のための奉仕料は寄附に当たるか	175
5	節分会での特別会費は寄附に当たるか	175
6	候補者等が会費相当額を支払うことはよいか	176
7	市議会議員が町会の旅行会をキャンセルした場合の会費の取扱い はどうか	176
8	缶コーヒーは寄附に当たるか	177
9	ホールインワンのお祝いのお返しはできるか	177
10	優勝者の持ち回りとするカップの提供は寄附に当たるか	178
11	バザーに物品を提供することは寄附に当たるか	178
12	議員による賛助金の支出は可能か	179
13	賛助会員の会費は寄附か	180
14	議員が檀家となっている寺への寄附は可能か	180
15	議員による社寺への寄進はできるか	180
16	葬式の際の説経等に対するお布施はどの程度の金額までか	181
17	議員が出す賽銭や檀家料は寄附に当たるか	181

18	議員が選挙区内にある神社の役員である場合の寄附も違反になるか	182
19	神社の祭礼において議員は玉串料を支払うことができるか	183
20	議員本人が出席する弔事等における花輪などの提供は可能か	184
21	議員が葬式の際に供与する香典などは禁止されるか	184
22	葬式が複数回行われる場合の香典は違反に当たるか	185
23	法事等における金銭、供物等の供与はできないか	186
24	候補者等が密葬の後に弔問し、香典を供与することができるか	187
25	妻名義の香典は寄附に当たらないか	187
26	結婚式における祝儀は出せるか	188
27	選挙区外の者が議員の選挙区内で葬式を行う場合、香典や花輪を出すことができるか	189
28	市外での結婚式などにおける祝儀等は出せるか	189
29	選挙区外での葬式における花輪の供与は問題ないか	190
30	町会員の積立金がある場合の旅行会費は寄附に当たるか	190
31	町会旅行等での議員への参加費徴収として次の場合はどうか	191
32	招待状は寄附の勧誘に当たるか	191
33	公職の候補者等による寄附の呼びかけはできるか	192
34	自治会の慣習による金一封の支出はできるか	192
35	議員による新年会のかけ持ちは寄附に当たらないか	193
36	新年会等で金一封の支出はできるか	193
37	会費と実費が異なるときに差額を金一封とする場合、寄附に当たるか	193
38	議員によるお祝い金の支出は寄附に当たるか	194
39	会費が設定されていないパーティーにおける会費相当額の支出は寄附に当たるか	195
40	市が行う市道拡幅事業への市議会議員による土地の提供は寄附に当たるか	195
41	公職の候補者等は連帯保証人になることができるか	196
42	政治教育集会開催に伴う宿泊料の実費弁償はできるか	196
43	市議会議員が経営している会社名による寄附はできるか	197
44	市議会議員の氏名が記載された会社のカレンダーは配布できるか	198
45	立候補予定者が役員である会社からの無償提供は寄附に当たるか	199
46	議員が会長を務める青少年団体からの差し入れは寄附に当たるか	199

47	少年野球大会への賞状・記念品の提供と議員氏名の表示は可能か	200
48	政党支部のほか氏名を表示した花輪は出せるか	201
49	後援会員に対する物品の配布はできるか	202
50	後援団体の事業における食事の提供は可能か	203
51	後援会事業としての記念品の贈呈はできるか	203
52	後援会が会員の交流の場として「居酒屋」を提供できるか	204
53	後援団体の設立目的による行事で次のことはできるか	204
54	後援会が公演中の劇場を借りて総会を行うことはできるか	205
55	後援団体主催の選挙区外への研修旅行は可能か	206
56	選挙期間中に後援団体が出すお茶と菓子は寄附に当たるか	206
57	一定期間内は交通費の実費弁償も禁止される金銭の供与に当たるか	207
58	後援会が行うチャリティー活動による売上金を寄附できるか	208
59	参加賞のタオルに市長名等の記載は可能か	209
60	長のサイン入り色紙を贈ることは寄附に当たるか	210
61	次のうち、禁止されている寄附に該当せず可能なものはどれか	211
62	政治家個人や政治団体がクラウドファンディングを利用することに ついて、次のような場合は問題ないか	212
63	特別定額給付金の辞退は寄附に当たるか	213
64	公職の候補者が義援金を寄附しても問題ないか	215
65	お中元を受け取ることは問題ないか	216

15. 争訟

1	選挙争訟の提起権がない者は次のうちどれか	218
2	次のうち、選挙の執行が違法であるものはどれか	219

16. その他

1	選挙管理委員会は選挙を行うべき事由の発生を告示しなければな らないか	221
2	公職選挙法の条文で解釈が正しいのはどれか	222

〔上巻収録内容〕

1. 選挙管理委員会
2. 選挙権・被選挙権
3. 選挙人名簿
4. 投票
5. 期日前投票・不在者投票
6. 立候補・公職の候補者
7. 選挙運動

凡 例

- 法令名・略称については以下の通りです

法……………公職選挙法(昭和25年法律第100号)

令……………公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)

規則……………公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)

規正法…政治資金規正法(昭和23年法律第194号)

住基法…住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)

法143^⑩ I ……公職選挙法第143条第16項第1号

- 参考文献

「逐条解説 公職選挙法 上・下」

「選挙関係実例判例集 第17次改訂版」

全国市区選挙管理委員会連合会編「選挙時報」

8. 開票・選挙会

Q1 同一選挙区内の開票区が繰延開票となった場合、その他の開票区もすべて繰延開票とするか。

県議会議員X選挙区を構成するA市とB市のうち、A市開票区で繰延開票が行われた場合、B市の開票も繰り延べることができるか。

A B市の繰り延べはできない。

繰延開票は繰延事由の発生した開票区についてのみ行うことができるのであって、A市での繰延開票の事実それ自体が、B市で開票を繰り延べべき事由とはなり得ない。

関連法令 法73

Q2 参議院の選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙とで別々の開票管理者を選任できるか。

参議院議員通常選挙において、選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙が同時に行われるが、開票管理者を選挙ごとに選任することはできるか。

A 選任できる。

参議院議員通常選挙において、選挙区選出と比例代表選出の選挙を同時に行う場合は、同一人を両選挙の開票管理者とすることもできる(法61④)が、それぞれが別の選挙であることから、選挙ごとに別の開票管理者を選任することもできる。

なお、同一人を開票管理者に選任した場合でも、それぞれの選挙について開票管理者の選任告示をする必要がある。

関連法令

法61④、令68

Q₃ 県議会議員選挙の選挙区において、開票立会人の選任はどのようにすればよいか。

開票立会人の決定は、次の場合どのようにすればよいか。

- (1) 立会人の届出が10人のとき。
- (2) 立会人の届出が20人のうち、同一政党等に属する者が6人あったとき。
- (3) 立会人が定まった後、候補者の所属政党の変更によって同一政党等に3人以上属することになったとき。
- (4) 候補者自身を立会人として届け出ているとき。
- (5) 立会人届出書に本人の承諾書が添付されていないとき。
- (6) 届出期限経過後、立会人を決定する前に、ある候補者から既に届け出た立会人を変更したい旨の申出があったとき。
- (7) 無所属の候補者からの届出において、現職のA党市議会議員が立会人となる場合の所属党派。

- A**
- (1) 同一の政党等に属する者が3人以上でなければ、そのまま決定する。
 - (2) まず、10人選定くじを行い、次に同一の政党等に属する者が3人以上いる場合は2人にするためのくじを行う。
 - (3) その時点で改めて同一党派所属の者を2人にするためのくじを行う。
 - (4) 当該選挙の候補者は立会人となることができない。
 - (5) 添付書類の不備につき受理できない。
 - (6) 変更できない。
 - (7) 「無所属」となる。

- (1) 開票立会人となるべき者として届出のあった者が10人を超えないときは、その者が開票立会人となるが、同一の政党等に属する者が3人以上開票立会人となることはできないので、3人以上いる場合は2人にするためのくじを行う。